規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項(JIS C 9335-1(以下、第1部)の規	
第1項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当		定による。)	
		それがないよう設計されるものとする。			機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人	
					体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機	
					能する構造でなければならない。	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当	箇条 22	箇条22 構造 (第1部の規定による。)	
第2項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当	箇条 23	箇条23 内部配線 (第1部の規定による。)	
		良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		箇条 24	箇条24 部品 (第1部の規定による。)	
				箇条 25	箇条25電源接続及び外部可とうコード(第1部の規定に	
					よる。)	
				箇条 26	箇条26外部導体用端子(第1部の規定による。)	
				箇条 28	箇条28 ねじ及び接続(第1部の規定による。)	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当		第1部の第三条1号に該当する規定によるほか、次による。	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時におけ	□非該当	箇条 22	箇条 22 構造	
		る被害を軽減する安全機能を有するよう設		22.101	22.101 家庭用電熱式吸入器で、タンク式の機器	
		計されるものとする。			タンクに水を入れ水蒸気の噴出孔を閉じた状態で、定格電	
					圧を連続して加えたとき、圧力安全弁が作動しなければな	
					らない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによ	■該当	箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明(第1部の規定	
第2項	る設計等	ってはその安全性の確保が困難であると認	□非該当		による。)	
		められるときは、当該電気用品の安全性を確				

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準			規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条		保するために必要な情報及び使用上の注意				
第2項		について、当該電気用品又はこれに付属する				
続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるも				
		のとする。				
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	箇条 22	箇条 22 構造	
	ける安全機能の	供用期間中、安全機能が維持される構造であ	□非該当	22.16	22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じ	
	維持	るものとする。			てはならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 23	箇条23 内部配線	
				23.3	23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはな	
					らない。(第1部の規定による。)	
				箇条 25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.14	25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結	
					果、異常を生じてはならない。 (第1部の規定による。)	
				箇条31	箇条31 耐腐食性(第1部の規定による。)	
					腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれが	
					ある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければなら	
					ない。	
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当	箇条6	箇条6分類(第1部の規定による。)	
	場所を考慮した	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	□非該当		クラス 0 機器は、定格電圧が 150 V 以下の屋内用の機器	
	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設			についてだけ認める。	
		計され、及び必要に応じて適切な表示をされ		箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	- 政当	項目番号	規定タイトル・概要	
第五条		ているものとする。		7.12	7.12 補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を	
続き					用いることを意図していない旨の記載しなければならな	
					い。(第1部の規定による。)	
				箇条 15	箇条 15 耐湿性等	
				15.1	15.1 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等	
					級を備えていなければならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.44	22.44 機器は、玩具のような形状及び装飾をもつ外郭を備	
					えてはならない。(第1部の規定による。)	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条11	箇条11 温度上昇(第1部の規定による。)	
	る部品及び材料	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	□非該当		モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定	
	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものと			する値を超えてはならない。	
		する。		箇条 22	箇条 22 構造	
				22.21	22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸	
					湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用い	
					てはならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 24	箇条24部品(第1部の規定による。)	
					部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安	
					全性に関する要求事項に適合しなければならない。	
				箇条30	箇条30 耐熱性及び耐火性	
				30.1	30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条					する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている	
続き					熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければなら	
					ない。(第1部の規定による。)	
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応	■該当	箇条8	箇条8 充電部への接近に対する保護(第1部の規定によ	
第1号	護	じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	□非該当		る。)	
		措置が講じられるものとする。		箇条 22	箇条22 構造(第1部の規定による。)	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと			充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなけ	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			ればならない。	
		保護すること。		箇条 25	箇条25電源接続及び外部可とうコード	
				25.22	25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの	
					間、充電部に触れないような構造でなければならない。(第	
					1部の規定による。)	
				箇条 26	箇条26外部導体用端子(第1部の規定による。)	
					端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れるこ	
					とができないものでなければならない。	
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	■該当	箇条 13	箇条13動作温度での漏えい電流及び耐電圧(第1部の規	
第2号	護	うに抑制されていること。	□非該当		定による。)	
				箇条 16	箇条16漏えい電流及び耐電圧(第1部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.5	22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充	
					電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなけ	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条					ればならない。(第1部の規定による。)	
第2号				箇条 27	箇条27接地接続の手段(第1部の規定による。)	
続き					絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラ	
					スOI機器及びクラスI機器の可触金属部は、接地極に確実	
					に接続しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	■該当	箇条 11	箇条11 温度上昇(第1部の規定による。)	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、か	□非該当		モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定	
		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た			する値を超えてはならない。	
		れるものとする。		箇条 13	箇条13動作温度での漏えい電流及び耐電圧(第1部の規	
					定による。)	
				箇条 14	箇条14 過渡過電圧(第1部の規定による。)	
					機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければ	
					ならない。	
				箇条 16	箇条16漏えい電流及び耐電圧(第1部の規定による。)	
				箇条 17	箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護(第1部の	
					規定による。)	
					変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使	
					用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値	
					を超えてはならない。	
				箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
					異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条					超えてはならない。	
続き				箇条 29	箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁(第1部の規定	
					による。)	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及	■該当	箇条 11	箇条11 温度上昇(第1部の規定による。)	
	らの保護	ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	□非該当		木材一般、油に接触する部分の上限値は、表3に規定する	
		ように、発火する温度に達しない構造の採			値を超えてはならない。	
		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措		箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
		置が講じられるものとする。			異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機	
					器から漏れてはならない。	
				箇条30	箇条30 耐腐食性	
				30.2	30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性を	
					もっていなければならない。(第1部の規定による。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当		第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当	箇条 22	箇条 22 構造	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等		22.101	22.101 蒸気の噴出孔をもつ機器	
		の火傷を防止するための設計その他の措置			タンク及び吸入液容器に水を入れ、定格電圧を連続して加	
		が講じられるものとする。			え、噴霧が終了するまで運転、試験中、水滴が水蒸気とと	
					もに噴出してはならない。	
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性に	■該当	箇条 20	箇条 20 安定性及び機械的危険	
条第1項	よる危害の防止	よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	□非該当	20.1	20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上	
		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷			又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなけれ	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	M=	項目番号	規定タイトル・概要	
第十一		を与えるおそれがないように、適切な設計そ			ばならない。(第1部の規定による。)	
条第1項		の他の措置が講じられるものとする。		20.2	20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切	
続き					に保護するように配置されているか、又は外郭で囲ってい	
					なければならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.14	22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に	
					危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があ	
					ってはならない。(第1部の規定による。)	
				22.15	22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類す	
					るものは滑らかでなければならない。(第1部の規定によ	
					る。)	
				箇条23	箇条23 内部配線	
				23.1	23.1 配線路は、滑らかでなければならない。 (第 1 部の	
					規定による。)	
				箇条 25	箇条25電源接続及び外部可とうコード	
				25.9	25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角	
					に接触してはならない。(第1部の規定による。)	
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	■該当		第1部の第十一条2項に該当する規定によるほか、次によ	
条第2項	よる危害の防止	の機械的作用によって生じる危険源によっ	□非該当		る。	
		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与		箇条 21	箇条21機械的強度	
		えるおそれがないように、必要な強度を持つ		21.101	21.101 機器を、コンクリート床上に置いた厚さが30 mm	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		設計その他の措置が講じられるものとする。			の表面が平らなラワン板の中央部に高さ70cmから1回落	
					下させ、機器に損傷が生じてはならない。	
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条	よる危害又は損	質が流出し、又は溶出することにより、人体	□非該当		異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器か	
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			ら漏れてはならない。	
		それがないものとする。		箇条 22	箇条 22 構造	
				22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。 (第1部	
					の規定による。)	
				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第	
					1部の規定による。)	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込ん	
					ではならない。(第1部の規定による。)	
				箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
					の規定による。)	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ	■該当	箇条 32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
条	せられる電磁波	る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	□非該当		の規定による。)	
	による危害の防	れているものとする。				
	止					
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	箇条 19	箇条 19 異常運転	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害	□非該当	19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験	
第十四		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが			において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
条続き		ないように設計され、及び必要に応じて適切			(第1部の規定による。)	
		な表示をされているものとする。		19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	
					をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、	
					過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて	
					はならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるた	
					めのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規	
					定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	
					機器が始動できないようにしなければならない。 (第1部	
					の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠	
					隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなけ	
					ればならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	
					とを示す視覚的表示がなければならない。 (第1部の規定	
					による。)	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
条第1項	び停止による危	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当		異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして	
	害の防止	ないものとする。			はならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条第2項	び停止による危	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当		異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして	
	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの			はならない。	
		とする。		箇条 20	箇条 20 安定性及び機械的危険	
				20.2	20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が	
					何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起	
					こす引き金となってはならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.10	22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧	
					維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはな	
					らない。(第1部の規定による。)	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	□該当	_	_	一般的に、不意
条第3項	び停止による危	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	■非該当			な停止によって
	害の防止	それがないものとする。				人体に危害を及
						ぼし又は物件に
						損傷を与えるお
						それがないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	■該当	箇条 10	箇条10入力及び電流(第1部の規定による。)	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	₩ > □	項目番号	規定タイトル・概要	
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	□非該当		機器に定格入力(定格電流)が表示されている場合、通常	
		常な電流に対する安全装置が確実に作動す			動作温度における入力(電流)は、許容値を超える差があ	
		るよう安全装置の作動特性を設定するとと			ってはならない。	
		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が		箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
		異常な電流に耐えることができるものとす			故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	
		ప .			する場合は、適切なものを選ばなければならない。	
				箇条 25	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表	
					第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定す	
					る値以上の公称断面積をもつものでなければならない。	
					(第1部の規定による。)	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	箇条 19	箇条 19 異常運転	
条	する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止	□非該当	19.11	19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品におけ	
		する構造であるものとする。			る任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障	
					状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な	
					量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、	
					温度上昇は規定の値を超えてはならない。(第1部の規定	
					による。)	
				19.11.4	19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュ	
					ニティ試験を実施しなければならない。 (第1部の規定に	
第十七					よる。)	

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	₩A.⊐	項目番号	規定タイトル・概要	
条続き				箇条 29	箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁(第1部の規定	
					による。)	
					機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに	
					適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	■該当	_	-	J55014-1 等の別
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	□非該当			規格で規定され
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	■該当	箇条7	箇条7表示、及び取扱説明及び据付説明	
条		注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見や	□非該当	7.14	7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるもの	
		すい箇所に容易に消えない方法で表示され			でなければならない。(第1部の規定による。)	
		るものとする。 次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定				
第二十	表示等(長期使	次の各方に掲げる製品の表示は、削余の規定 によるほか、当該各号に定めるところによ	□該当	_	_	_
条第1号	用製品安全表示	る。	■非該当			
	制度による表	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電				
	示)	気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに 限り、毛髪乾燥機を除く。) の機能を兼ねる				
	>1.0	換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所				
		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない				
		方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				

規格番号: JIS C 9335-2-212: 2018

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	表示等(長期使	二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	□該当	_	-	_
条第2号	用製品安全表示	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事	■非該当			
	制度による表	項を表示すること。				
	示)	(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	-	_
条第3号	用製品安全表示	を有するものを除く。) 及び電気脱水機 (電 気洗濯機と一体となっているものに限り、産	■非該当			
	制度による表	業用のものを除く。) 機器本体の見やすい				
	示)	箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ				
		と。				
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの	□該当	_	_	_
条第4号	用製品安全表示	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体 の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、	■非該当			
	制度による表	容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表				
	示)	示すること。 (イ) 製造年				
	1.7	(イ) 穀垣午 (ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				